

県制度融資における住宅宿泊事業の取扱いについて

1. 取扱い

県制度融資は、中小企業者等（創業者を含む）の振興を図ることを目的とすることから、住宅宿泊事業についても、経営面を踏まえ事業として行う部分について、県制度融資の対象とする。詳細は以下のとおり。

(1) 住宅宿泊事業に係る設備資金について

①住宅宿泊事業のみを営む場合

事業資金として取り扱う額は、次の算式により求められた金額を限度とする。

→県制度融資対象額 = 所要資金 × 180日（※） / 365日

（※）・住宅宿泊事業に係る年間提供日数の上限

・条例において当該日数が制限されている場合にあっては、その上限の日数

②住宅宿泊事業とその他の特定事業を兼業する場合

イ その他事業に係る事業用不動産（賃貸マンション、社宅等）の一部を使用して住宅宿泊事業を営む場合

→所要資金全額が県制度融資対象額

ロ 店舗併用住宅のうち住宅部分を使用して住宅宿泊事業を営む場合

→住宅宿泊事業の用に供する部分に要する資金は、前記①と同様の取扱

→共用資金（土地の取得資金、基礎工事に要する資金等共用部分に係る資金）等については、所要資金全部が県制度融資対象額

(2) 住宅宿泊事業に係る運転資金について

全額を県制度融資の対象とする。但し、住宅宿泊事業のみを行う場合で、住宅宿泊事業に使用している建物に係る住宅ローンの借換資金は対象外。

2. 住宅宿泊事業の県制度融資の活用例

I 創業

(1) 新たに県内で創業予定もしくは創業後1年未満

①女性・若者（35歳未満）・シニア（55歳以上）・U I J ターン該当者

②新規性・独創性のある事業計画

③奈良の木を利用

④奈良県の南部・東部地域で創業 のいずれか

→上記1. 取扱いの範囲内で、創業支援資金の各種認定枠で1,500万円まで無利子・無保証料で利用可能。

例. 住宅宿泊事業のみの場合で条例上年間提供日数の上限が180日の場合、設備資金のみ所要であれば、事業費3,041万円で、県制度融資額は1,500万円が上限。運転資金のみの場合は事業費全額が対象で、県制度融資額は1,500万円が上限。

→さらに、創業支援資金の創業一般で2,000万円まで金利1.575%、保証料0.8%で利用可能（離職者等は保証料0%）。

例．住宅宿泊事業のみの場合で年間提供日数の上限が180日の場合、設備資金のみ所要であれば、事業費9,125万円で、県制度融資額4,500万円が上限

(2) 創業後1年以上もしくは5年未満

→上記1．取扱いの範囲内で、創業支援資金の創業一般で2,000万円まで金利1.575%、保証料0.8%で利用可能（離職者等は保証料0%）。

II 既存事業者

(1) 設備投資を行い、既存事業の拡大等の一環として行う。

①新規性・独創性ある事業計画または奈良の木を利用した事業計画

→上記1．取扱いの範囲内で、チャレンジ応援資金（認定枠）で5,000万円まで無利子・無保証料で利用可能。

②小規模企業者

→上記1．取扱いの範囲内で、チャレンジ応援資金（小規模企業枠）で5,000万円まで金利は金融機関所定又は1.575%、保証料は0%で利用可能。

③一般（①②以外）

→上記1．取扱いの範囲内で、チャレンジ応援資金で2億8,000万円まで金利は金融機関所定、保証料は0～1.2%で利用可能。

（③は①②のケースでもあわせて2億8千万円まで利用可能）

例．不動産事業者が保有する賃貸空室を住宅宿泊事業に使用する場合で、マンション1棟全体を改装する費用が2億8千万円→全額がチャレンジ応援資金の対象。

(2) (1) 以外で一般事業資金として活用

①小規模企業者

→上記1．取扱いの範囲内で、小規模企業者支援資金で2,000万円まで金利は金融機関所定又は1.775%、保証料は0.23～1.59%で利用可能。

②一般

→上記1．取扱いの範囲内で、経営強化資金で5,000万円まで金利は金融機関所定又は2.075%、保証料は0.45～1.56%で利用可能。

III 旅館業の許可をもって事業を行う場合

→上記1．取扱いの制限要件が外れ、I及びIIの資金の他、無利子・無保証料の創業支援資金（宿泊施設認定枠）や金利0%（中小企業者への直接補助込み）、保証料0～0.9%の既存事業者による宿泊施設開業支援資金や宿泊施設増改築・設備整備支援資金の活用が可能。